平成２１年（フ）第４０９号
千葉県成田市飯田町129番地174―705号
債務者　加藤友記子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１６号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目15番29号
債務者　中島　年弘
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１５４号
千葉県木更津市太田１丁目４番２号
債務者　杉本　裕司
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１５８号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目20番地２　フレックス長浦302号
債務者　吉野　　晶
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６８号
千葉県君津市外箕輪１丁目15番33号
債務者　村岡　　徹
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６９号
千葉県君津市外箕輪１丁目15番33号
債務者　村岡　朋子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７４号
千葉県富津市西大和田706番地12
債務者　鈴木　祥郎
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７５号
千葉県木更津市岩根４丁目４番８号
債務者　中嶋　明美
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７８号
千葉県君津市南子安８丁目18番10号202
債務者　押　　慈
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３０号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦258番地
債務者　濱野　周三
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３５４号
釧路市興津２丁目７番８号
債務者　成田　　朗
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
釧路市武佐１丁目６番13号　山田マンション201号
債務者　米山みのり（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３０３９号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番41号　グリーンサイドコーポ206
債務者　小林　智彦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０４０号
神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番41号　グリーンサイドコーポ206
債務者　小林　宣子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８２号
神奈川県藤沢市長後2450番地　市営長後住宅４―203
債務者　川俣　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７５５号
横浜市港南区港南台２丁目２番８―602号
債務者　吉田　尚子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６５号
横浜市港南区港南中央通３番８号　プラージュ201号室
債務者　清水　貴行
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部